

全国障害者スポーツ大会埼玉県代表選手候補者選考規程

(目的)

第1 この規程は、全国障害者スポーツ大会埼玉県代表選手選考委員会設置要綱第2条第1項に基づき、全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ大会」という。）に派遣する埼玉県代表選手候補者（以下「代表選手候補者」という。）の選考に係る基準を定めることを目的とする。

(選考会)

第2 代表選手候補者は、埼玉県が代表選手選考の対象大会と定めた大会（以下「選考会」という。）に出場した選手の中から選考するものとする。

ただし、災害等により選考会が実施できなかった場合は、選考委員会において選考方法について協議の上、選考するものとする。

(個人競技の選考)

第3 個人競技の選考に当たっては、選考会の記録優良者の中から競技や種目の特性に応じて選考するものとする。

第3の2 卓球競技については、前項に定める事項のほか、別に定める卓球選手競技力評価基準により評価し、選考するものとする。

第3の3 個人競技の選考に当たっては、前2項の定めによるほか、次の第4から第6までに定める事項に配慮するものとする。

(未経験者への配慮)

第4 個人競技の選考に当たっては、なるべく多くの全スポ大会未経験者が全スポ大会を経験できるよう未経験者に配慮するものとし、少なくとも1/3以上の者が未経験者となるよう選考を行うものとする。

第4の2 個人競技の選考に当たっては、出場経験者については出場回数が少ない者を優先して選考するものとし、連続出場は原則として3回までとする。

(選手団構成への配慮)

第5 個人競技の選考に当たっては、代表選手候補者の障害、性別、年齢、競技種目、居住地域等に偏りが生じないように配慮するものとする。

(障害者スポーツ振興への配慮)

第6 個人競技の選考に当たっては、障害者スポーツ振興及び障害者の社会参加推進の観点から、障害者スポーツに取り組む姿勢及び地域での活動状況等を考慮するものとする。

(団体競技選手の選考)

第7 団体競技の選考に当たっては、各競技の監督（代表者を含む。）から別に定める評価調書の提出を受け、当該調書に基づき選考するものとする。

第7の2 団体競技の選考に当たっては、個人競技の選考に準じ、第4から第6までに定める事項について配慮するよう努めるものとする。

(代表選手候補者の推薦)

第8 代表選手候補者の推薦に当たっては、第2から第7までに定める事項のほか、全スポ大会開催地の地理的状況や旅行日程、宿泊条件等を考慮し、派遣期間中の健康維持等が可能であって、埼玉県選手団の一員として集団生活・行動が行える者であること等を総合的

に判断するものとする。

(その他)

第9 この規程に定めのない事項については、選考委員会において協議の上決定する。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。